

令和元年度 第3回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

令和元年7月31日（水）

新宿区 総合政策部 区政情報課

午後 2 時 0 0 分開会

【会 長】ただいまより、令和元年度第 3 回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

最初に、本日、新たに委員になられました方がいらっしゃいますので、事務局より紹介していただきます。

【区政情報課長】今回、新宿区消費者団体連絡会選出の委員として、宮崎様が委員として委嘱されましたので、紹介させていただきます。宮崎冴子委員でございます。

続きまして、現在の委員の皆様をご紹介させていただきます。

まず、山口邦明会長でございます。

小林弘和副会長でございます。

布施一郎委員でございます。

おぐら利彦委員でございます。

木もとひろゆき委員でございます。

藤原たけき委員でございます。

三雲崇正委員でございます。

伊藤陽平委員でございます。

津吹一晴委員でございます。

伊藤英里委員でございます。

田中正明委員でございます。

須貝俊司委員でございます。

濱田一成委員でございます。

私からは以上です。

【会 長】それでは、議事に入る前に、本日の資料について事務局から確認をお願いいたします。

【区政情報課長】改めまして、本日もよろしくお願いいたします。

事前にお送りした資料につきましては、資料の 15 から資料の 20 までの 6 件の資料をお送りさせていただきました。併せて情報セキュリティアドバイザーの意見一覧と、システムにかかわる再委託の取扱いの目安、それから申込みサイト、メール等を活用した業務委託に係る受託授業の要件の目安をお送りさせていただいております。

申し訳ございません、お送りした後に、資料の修正が生じまして、本日、机上に差替え一覧

と、差替え用の資料を用意させていただきました。資料の15、それから資料の16、資料の18関連の資料になりまして、差替えをそれぞれお願いしたいと思います。各案件の説明のときに、それぞれ使用する資料を改めてご紹介しますので、ご確認をお願いしたいと思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

【会長】 それでは、議題に入りたいと思います。説明される方は資料を読み上げるのではなく、資料の要点を説明していただいた上で、必要に応じて補足を加えるようお願いいたします。

では、まず資料15「特定健康診査及びがん検診対象者に対する電話勧奨等及び勧奨効果分析業務の委託について（対象者の拡大）」であります。説明者は、まず資料の確認をした上で、ご説明をお願いいたします。

【健康づくり課長】 健康づくり課長でございます。使用いたします資料は机上に配付させていただきました差替え版の資料15、事前にご送付させていただきました資料15-1を使用させていただきます。

それでは、特定健康診査対象者に対する電話勧奨等及び勧奨効果分析事業につきまして、勧奨対象者の拡大を計画していることについて、ご説明申し上げます。差替え版の資料15の2ページ、上から4つ目の対象者欄をご覧くださいませでしょうか。国民健康保険加入者に区が実施しております特定健康診査を、より多くの対象者の方に受診していただけるように、本審議会でのご審議を経まして、未受診者を対象にこれまで業務委託による電話等での勧奨を行ってまいりました。今回は、特定健康診査は受診しているもののがん検診は受診していない方を新たに対象に追加いたしまして、がん検診の受診もお勧めすること等により、特定健診とがん検診両方の受診率向上を図るものです。

下の事業内容欄にお進みください。7行目の見出し「受診勧奨等事業」、以下に事業の流れと対象者数を記載しております。3つ目の点をご覧ください。今回拡充する対象人数は、約2,500人を見込んでおります。また、一番下の点と下から2番目の点をご覧くださいませでしょうか。こちらは昨年度までの人数に拡充分を反映した見込み数になっております。そのほかにつきましては、従前から変更はございません。

次に業務委託の内容と個人情報の流れについて、ご説明申し上げます。恐れ入りますが次の3ページにお進み願います。また、併せて資料15-1をご覧ください。この図では区を左の赤枠内、委託先の事業者を中央の青枠内、勧奨対象の未受診者の緑枠内に記載しておりまして、本事業における流れを示したものでございます。全体の流れにつきましては、昨年度までと同

様でございます。

資料15、3ページの記載に沿いまして、追加する内容をご説明申し上げます。3ページの4段目の欄、委託に伴い事業者処理させる情報項目の太字の1カ所目でございます。こちらがん検診につきましては、年齢や性別などにより勧奨する検診の種類が異なりますので、「がん検診票の種類」を情報項目に追加をいたします。提供するタイミングは資料15-1の図でご覧いただきますと、左の赤から青のほうに矢印が出ております②のところでございます。

3ページのほうにお戻りいただきまして、先程の委託に伴い事業者処理させる情報項目欄の2つ目の太字のところでございます。ここの対象者のがん検診の受診有無につきましては、がんについても提供するという追記させていただいてございます。図のほうですと、左の下のほうの矢印、⑦のタイミングで提供することといたしております。

資料15のほうに、たびたび恐縮ですがお戻りいただきまして3ページ、下から2番目の段落、委託にあたり区が行う情報保護対策、またその下の受託事業者に行わせる情報保護対策、こちらにつきましては従前同様、システムへのアクセス制御等の個人情報保護対策を受託業者に徹底させまして、区でもその状況の確認を行うこと。また、訪問勧奨をするときには、物理的な紛失防止対策や2名体制で訪問し、おのおのが持つ情報を突合して、初めて個人が識別できる形で情報を携帯するといった、これまで同様の対策を徹底してまいります。

ご説明は以上でございます。

【会 長】ご質問かご意見ございますか。どうぞ、木もと委員。

【木もと委員】これ資料15-1を見ますと、勧奨対象者に電話での勧奨を行い、それが未完了者にはこの訪問勧奨を行うというような形になっていますけれども、これも委託業者がやるような形でしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【健康づくり課長】こちらの訪問勧奨につきましても、電話勧奨と同じ委託業者に実施委託しております。これは昨年度までと同様でございます。

【会 長】木もと委員。

【木もと委員】分かりました。内容としましては、この対象者ががん検診受診者までに拡大をするということで、これまでの特定健診のやっていたことは変わらないという理解でよろしいですね。

【会 長】ご説明ください。

【健康づくり課長】委員のご指摘のとおりでございます。

【会 長】ほかにご質問ありますでしょうか。三雲委員。

【三雲委員】これは要するに受診勧奨をするということを、事業者さんのほうにやっていただいて、その結果として勧奨対象者の受診の有無を、別途区のほうで抽出して、その結果を突合してこの勧奨事業の効果について検証をする、そういう効果分析を行うということだと思っております。そうすると、当然その一定の期間まで勧奨を行って、それ以降に受診の有無について確認することになると思うのですけれども、事業そのものは年度中に終わってしまいます。勧奨を受けた人が、年度が終わった後に当然受診することもあるとは思いますが、そういった部分はこの分析の対象には入ってこないことになるのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【健康づくり課長】事業の実施年度につきましては、種類にもよりますが、特定健診とがん検診につきましては、原則として3月31日までが一旦年度の終わりになっておりまして、翌年度はまた6月から始まるというような形になってございます。一旦、年度の中で受けていただいた方を、分析の対象とするということにしております。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】そのやり方で十分に効果測定ができて、この事業の検証ができると、考えていらっしゃるということでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【健康づくり課長】効果測定につきましては、いろいろ課題がございます。例えば、年度の後半になりますと検診を受診しにくい状況が想定されます。皆さんが年度の後半に集中しますと予約が難しいとかそういったようなこともあります。さまざまな要素がございますので、効果分析の仕方についてはまだまだ工夫をしていきたいと考えております。

【会 長】よろしいですか。委託先についてご説明いただけますか。健康診査については業者がいたはずですよ。何で未定なのかよく分からない。

【健康づくり課長】本事業につきましては、毎年プロポーザルによりまして業者を選定してございます。本年度のプロポーザルは8月に予定をしておりますので、ご審査をいただく都合上、プロポーザルより先に今回ご審査をかけさせていただいたものですから、現時点では未定ということになってございます。今後、来月に、事業者を選定する予定になってございます。

【会 長】毎年、これ業者は違っているの。

【健康づくり課長】毎年プロポーザルで事業者を選定しております。

【会 長】いろいろな、こういう仕事をする業者がたくさん出入りしているということですか。

ね。

【健康づくり課長】電話勧奨、いわゆるコールセンターを持っております事業者で、さらに対象の方に検診事業への勧奨を得意とする事業者に手を挙げていただき、プロポーザルにより事業者を決定しております。

【会 長】今までずっと同じ事業者ではないのですか。

【健康づくり課長】過去2年間は同じ事業者でございました。

【会 長】分かりました。ほかによろしゅうございますか。本件は報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。

本件は了承ということで終了いたします。

それでは、次に資料16「マイナンバーによる課税資料のマッチング実施に伴う税情報トータルシステムの改修について」であります。それでは、説明者は資料を確認の上、ご説明ください。

【税務課長】税務課長です。よろしくお願いします。

まず、資料16でございます。「マイナンバーによる課税資料のマッチング実施に伴う税情報トータルシステムの改修について」でございます。資料の差替えがございまして、1ページから3ページ、「資料16」とあるところに「差替え」と記載があります。

参考資料の16-1から16-3という資料を事前送付させていただきましたが、本日、16-4を追加机上配布させていただきました。課税資料のうち寄附金税額控除に係る申告特例通知書を追加したという内容になっております。よろしくお願いします。

資料は16の説明文の次に資料16-1-1、これは現行の処理の流れ、それから資料16-1-2、これは変更後の処理の資料でございます。それから帳票の様式としまして参考資料16-1から16-4と4枚おつけしております。よろしくお願いします。

税務課のほうでは当初の課税資料、今申しあげました帳票に基づきまして収入額を把握しまして、区の持っている税情報のデータとつけ合わせをしまして税額を計算し、納税通知書を発行する流れになっているところでございます。具体的には資料16-1-1をご覧ください。

「現行の処理」というところでございます。一番左、「送付元」というところで給与支払者、年金支払者、他自治体等々から新宿区のほうに、紙で給与支払報告書、公的年金等支払報告書、公的年金等支払報告書、それから参考資料として追加いたしました寄付金控除額の申告特例通知書が送られてくるということです。あと下のほうは、これは紙以外の電子データで送ってくるものもあります。地方版ポータルシステムを経由しまして、電子データで送られてくるもの

もでございます。

この後、報告させていただきますけれども、紙で送られてきたものをパンチ入力委託をしまして電子化したものを新宿区のシステム、税情報トータルシステムのほうに取り込みます。

各課税資料の情報と、区の持っている税情報対象者ファイル、そうしたものを付け合わせましてマッチングすることになっています。そうすることで、課税対象者とその資料を結びつけています。

現行では、各支払報告書にはマイナンバーが記載されているのですが、データとしてはマイナンバーの取り込みはしておらず、現行では氏名、生年月日、住所、また納税者番号そういったものでマッチングをしているところがございます。このマッチングしたものについては、自動的に流れるのですが、マッチしなかった資料については下のように手作業で対象者を特定し、取り込み作業をしております。

資料16の2ページをご覧ください。今回、付議いたしました事業の概要でございます。事業の目的は、マイナンバーによる課税資料のマッチングを実施し、適正課税と事務の効率化を実現するというところでございます。事業内容の中ほど、第4段落目のところ、「そこで、税務課では」というところがあるのですが、実はこれは昨年、31年2月からは特別徴収というところでは、マイナンバーを用いたマッチングを実施しておりまして、こちらにつきましては30年度の第6回審議会です承いただいているところです。今回ご報告するのは、普通徴収に係るところもこのマイナンバーによるマッチングをいたしまして、記入漏れとか誤記、そういったものがあつた場合でもマイナンバーによる突合ができることで、課税資料の数が50%以上削減されるなど、効率化を図るために実施するというところでございます。よろしいでしょうか。資料と税情報のマッチングをさせるための改修を今回するというところでご報告いたします。

それで、先程の16-1-1のところは現行の処理でございまして、マッチングの区のトータルシステムの中ではマイナンバーを使っておりませんが、改修によりまして次のページ16-1-2をご覧ください。新宿区のところで赤枠でくくっております税情報トータルシステムの中で、左側の矢印から給与支払報告書等の電子化取込みという矢印の先に、課税資料というところがございます。この課税資料が、今まではマイナンバーは取り込んでいませんでしたが、マイナンバーありという形になります。このマイナンバーありの課税資料、これは電子化された情報でございまして、トータルシステムの中に取り込まれた情報になります。これと既に区のほうで整理しております税情報DBという真ん中の筒状のところ、それと併せましてマイナ

ンバーと住民番号を持っておりますマイナンバーデータベースから税情報データベースの住民番号をキーにして、マイナンバーをこの住民番号と税情報のほうに取り込みまして、ここから課税対象者ファイルAというものをつくります。これはマイナンバーを持った区の税情報のデータになります。この課税対象者ファイルAと、各課税資料をマッチングさせるということでございます。

今までそれぞれの対象者、このデータベースに載っている対象者をマッチングさせるためには、マイナンバーを使っていなかったのですけれども、ここで初めて氏名と生年月日、それからマイナンバーをキーにしてマッチングをさせるということによって、効率化を図ります。これまで氏名は、もともと紙に書かれて出されたもので、区の持っている住基情報の氏名とは正確には一致しないケースもあります。生年月日についても誤記もございます。そういったことが自動的なマッチングを妨げるようなところがあったのですけれども、マイナンバーをキーにすることにより、突合が正確にできるようになるということでございます。

それ以降の流れにつきまして、今までと同じようにマッチした資料と、それでもマッチしなかった資料については、最終的には手で確認しながらマッチングさせるということでございます。最終的に先程区の中で課税対象者ファイルAというところで、マイナンバーを取り込むということでしたけれども、最終的には税で使う情報としては、マイナンバーは必要になりませんので、このマッチングが終わった後は、マイナンバーデータは税情報DBに記録しない形で処理し、最終的に一番下のところ、「納税通知書（紙）」を打ち出しまして、これを各納税者にお送りするという形で、税を納めていただくという流れになっております。

今回、取組みをするもとの紙の帳票データが参考資料、16-1が給与支払報告書という様式、ここには右上のあたりに太枠でくくってありますけれども、個人番号を書く欄が既に決まっております、運用をされているというところでございます。それから、16-2は公的年金等支払報告書ということで、これは年金の支払者のほうから区のほうに報告される資料です。こちらについても個人番号については既に欄が設けられていて、記入されるという運用を始めているところでございます。

それから、参考資料16-3は、確定申告書でございます。こちらも納税者が申告する際に、右一番上ですけれども、太枠で囲っております個人番号を書いていただくということでございます。

それから、最後、今回机上で追加しました16-4は寄附金税額控除に係る申告特例通知書ということで、これはふるさと納税を受けた自治体から区のほうに、こういう寄附金があった

ということを通知する場合の書式でございます。こちらについても既に個人番号の記載欄があるということで、こういう形で運用をしているというところでございます。今回、区のシステムでこういった課税資料と、それから区の持っている税情報のデータベースとつけ合わせをする際に、マイナンバーを活用してデータの結合を効率的かつ正確に行いたいということで今回改修を行うものでございます。

今回の改修については、もう一度、恐れ入ります資料16-1-2をご覧ください。先程申しました区が既に持っている税情報データベースから、課税対象者ファイルAをつくるというところで、マイナンバーを結合するための改修が1つ、それからもう1つは先程課税資料にマイナンバーありと、課税対象者ファイルAのマイナンバーありのところをマッチングさせるためのデータ改修の2つの改修があるということでございまして、ご報告するというところでございます。

説明は以上でございます。

【会 長】事務局のほうからセキュリティアドバイザー意見の説明をお願いします。

【区政情報課長】情報セキュリティアドバイザーの意見一覧をご覧くださいませでしょうか。

1行目、今のご説明した案件についてのご意見があります。必要となる一定の対策はとられているものの、さらに以下の内容について助言するというところで、今、担当課長から説明した資料16-1-2におけるマッチングをした後の課税資料のデータの内容に、誤りが発生しないよう検証作業を十分行うことということと、それから税情報のデータベースにマッチした課税資料を取り込む検証作業、こちらを行う場合にはダミーデータを使用し、十分配慮することということです。

また、税情報データベースではマイナンバーは削除された状態で保管されるという説明がありました。もともとの紙ベース等で来る申請書、報告書などマイナンバーが記載されている書類データがございます。これらについて安全管理措置をしっかりと行い、漏洩等の事故が起らないように管理を行ってくださいということです。

それに対しての担当課の対応については、検証作業についてはダミーデータを使用し、不要な項目が入っていないか、項目の抜けがないか検証を行うということ、それから送付元から提供されたマイナンバー付きの紙の資料等については、鍵付きのキャビネット、あるいは倉庫に保管を現在もしていると。それから、マッチングの際に使用した電子データについては、マッチングが終了した後に、自動的に削除されるような仕組みになっておりますという回答になっております。

そもそもマイナンバーを取り扱う税トータルシステムそのものには、他ネットワークとの分離、それからアクセス制御等により十分なセキュリティ対策を行っているというような回答をいただいております。

以上です。

【会長】それでは、ご質問かご意見ありましたらどうぞ。ないようでしたら、これも報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。では、本件は了承ということで終了いたします。よろしいですか。

それでは、次に資料17「課税資料のパンチ入力業務の委託について（変更）」であります。それでは、資料を確認の上、内容をご説明ください。どうぞ。

【税務課長】続きまして、「課税資料のパンチ入力業務委託について（変更）」、資料17でございます。こちらは全部で6ページの資料と、それから資料17-1をおつけしております。よろしく申し上げます。

まず、2ページ目をご覧ください。事業の概要でございます。こちらは先程の案件とも関連するのですが、納税者等から提出された課税資料、紙ベースのものを電子化するためにデータのパンチ入力業務を委託しまして、それを区のシステムに取り込むということでございます。これについては、既に平成19年度の第4回審議会で報告、了承いただいている内容でございますけれども、先程申し上げましたようにマイナンバーの部分については、今まで区のほうで活用していなかったということもあまして、委託からは外していたのが、今回、マイナンバーについてもこの入力をしていただくということで変更ということになります。

申し訳ありません。先程説明の中で特別徴収については既にデータマッチングを開始しているということでございましたけれども、本来そのところでこの変更についてはご報告するところだったのでございますけれども、そのときに漏れてしまいました。今回、変更ということで事後報告ということになりますが、今回マイナンバーの入力も併せて変更という形で行うということで、ご報告させていただくところになります。

内容につきましては、資料17-1をご覧ください。先程ありましたように一番左、緑枠のところの送付元というところで、給与支払者や年金支払者、他自治体等から送られてくるマイナンバー付きの各課税資料です。それについて今までデータ化するためにパンチ入力委託をしていたところでございますけれども、マイナンバーについても入力をするということでございます。特にこれまでもセキュリティのところにつきましては、黄色の吹き出しにあるようなセキュリティ対策を実施しているところです。まず、送られてきた紙については、①というこ

ろで流れとしては、課税資料の提出というところから、各資料については鍵のかかるキャビネット等で保管する等々、区の中では行いながら、この課税資料の画像データを区のほうでスキヤニングしまして、それをDVDに格納して、それを委託事業者のほうに渡しまして、委託事業者が委託事業者の作業場において、パンチ入力処理をする流れになっています。DVD化した画像データを④のところ、DVD等を受渡し、委託事業者はその事務所内でデータを起こしまして、その画像データからデータに入力するという作業をし、最終的にデータ化したDVDを区のほうに引渡しするという形になります。各DVDについても鍵つきのケースによる手渡し、あるいは暗号化してお渡しすると、そういったようなところでセキュリティを図っているところがございます。

区のほうでいただきましたデータは、区のデータベースのほうに取り込みまして、先程の流れのような処理をするという形になります。このマイナンバー等々の資料につきましては、引渡しを終わった後は、受託事業者においても一番右側の吹き出しにあります、区から提供されたDVD-Rはキャビネットで保管する、それから区から提供された個人情報データは、税務課処理用データ（DVD-R等）を区に納品した後に削除する。そういったようなことで事業者のところには、渡した資料は残らないような形での管理をするということでございます。

簡単でございますが、説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

【会長】まず、このデータというのは区の中で処理できない、個人情報を外に出さないといけない理由が分からない。何万件あるとか何十万件あるとかとってもらわないと。それから「パンチ入力」とはどのような作業を頼むのですか。

【税務課長】まず件数ですけれども、3ページをご覧ください。別紙業務委託の中ほどのところに委託理由というところがございます。毎年度区に提出される課税資料の数は約21万件ございます。短期間で作成するためには、もちろんその業者のノウハウが必要だということもあるのでございますけれども、事業の必要性として外部での処理が必要になってくるということです。区の中でそれだけの作業をするためのスペースを確保することが難しいということでございます。

それから、パンチというのは、データ化するということで入力作業のことです。実際には画像データをお渡しするので、画像データから使えるデータとして入力をし直していただくと、そういう委託になります。

【会長】分かりました。ご質問かご意見ありましたらどうぞ。藤原委員。

【藤原委員】藤原です。今回、マイナンバーの情報についても画像データから文字データに入力していくという作業で加わるということなのですが、これマイナンバーの利用を望まない方

も一部いると思いますし、実際マイナンバーに別のものを変えている方もいらっしゃると思うのですけれども、そういう方の情報というのはどういう取扱いになるのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【税務課長】マイナンバーを希望されない方は、各申告書等にはマイナンバーが記載されないという形で来ると思います。それはそういう形での入力ということになります。それは先程区の中で処理する際に、マイナンバーがないものとしてマッチングできれば、ほかの情報でマッチングできればそれでいくのですけれども、それ以外であれば、手で確認しながらマッチングさせて、処理をしていくこととなります。

【会 長】藤原委員。

【藤原委員】そうしますと、マイナンバーを使っていないという情報が入力されるということなのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【税務課長】マイナンバーが単に入力されていないという情報。マイナンバーがないという情報があるわけではなくて、マイナンバーが入っていないという状態になっているということです。入力されない状態になっているということです。

【会 長】言いかえれば、それがなくても処理ができるということですか。

【税務課長】そうです。現行でもマイナンバーを使わずにマッチングをしていたので、できるといえばできるのですけれども、効率化と正確性を確保する観点では、マイナンバーを使ったほうが、よりそこが効率的にできるということでございます。

【会 長】藤原委員、よろしいですか。

【藤原委員】はい、結構です。

【会 長】ほかにご質問かご意見ございませんでしょうか。伊藤陽平委員。

【伊藤（陽）委員】これは単純にデータを入力するという話だと理解したのですけれども、この資料の例えば4ページの下の方に、システム上の対策というところがありまして、ここでサーバという「サーバを監視し」とかそういう単語が出てきているのですけれども、これは何かシステムを使って入力をするということになるのですか。どういう形式で納品をするかによると思うのですけれども、システム、サーバというのはどういうものを指しているのですか。

【会 長】ご説明ください。

【税務課長】これはパンチ入力したデータを蓄積するためのデータベースを持っているサーバということで、そこからDVD化して新宿区のほうに納品するということで、一旦そのサーバ

のほうにデータを蓄積するという事です。処理が終わった後はそのデータは削除させるということでございます。

【伊藤（陽）委員】ありがとうございます。ほかにも例えばファイアウォールとか、いろいろな言葉が書いてあるのですけれども、これは内部の、外には接続しないサーバという認識でよろしいのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【税務課長】これは外部からは接続されていないサーバということでございます。

【会 長】伊藤陽平委員。

【伊藤（陽）委員】分かりました。この表記だと私も誤解をしてしまったのが、実際どのようなシステムなのかもはっきり分からないのですけれども、インターネットに繋がっているように見えるので、今後このような表記になっていると勘違いしてしまいます。この図ともだいぶ違うと見えてしまったので、今後直していただけるといいのかなとは思いました。以上です。

【会 長】この資料17-1の中で、今のサーバというのはどこのことを言うのですか。ご説明ください。

【税務課長】右側の受託事業者の税務課処理用データというところが、その上にある機械の絵が、サーバがついているようなところがあるのですけれども、区からのやりとりはインターネット回線でやるのではなくて、DVDをそのままお渡しするという形で行っていますので、そういう意味では繋がっていることを前提にしているということではないということでございます。サーバーは、事業者内のサーバを指します。業者が、管理しているサーバということです。

【会 長】ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。三雲委員。

【三雲委員】確認のためなのですが、今、業者内という言葉は、業者の事業所に物理的に存在しているサーバであって、外部のインターネットとは接続されていないサーバであるということを確認して委託をしているということなのですか。なおかつ、今後もこの事業についてイメージさんであるとか、ほかの会社に委託する際も、そのサーバがどこにあるかを確認した上で委託をすると、そういう方針でやっていらっしゃるということでもよろしいのですね。

【会 長】ご説明ください。

【税務課長】こちらにあるような個人情報対策については、現地での確認ということもするということになっていますので、そういった実物の管理状況なども確認した上で、委託するということがございます。当然、こういったデータを取り扱う事業者の取扱いサーバが、外部と繋がっていないということを確認した上で、そこと契約するということがございます。

【会長】よろしいですか。ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。ないようでしたらこれも報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。

では、本件は了承ということで終了いたします。ご苦労さまでした。

次は、資料18「収納データ等作成業務などにおけるLGWANデータ伝送方式の導入に係る外部結合等について」であります。それでは、説明される方は資料を確認の上、ご説明ください。

【高齢者支援課長】本日、当日机上配付で差替えをさせていただいております。差替えの資料がホチキスどめで右上のほうに「当日机上配付差替え版資料18」というものが、特記事項を含めて8ページございます。それと資料18-1と18-2、こちらについては差替えはなしです。続きまして、資料18-3、18-4につきましては、差替え版を机上配付させていただいております。資料18-5の差替えはございません。あともう1枚A4縦のもので参考18-1につきましても、差替えはございません。

それでは、説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、報告事項の1ページ目でございますけれども、事業名は先程会長のほうからお話ありましたが、「収納データ等作成業務などにおけるLGWANデータ伝送方式の導入に係る外部結合等」ということで、今回は高齢者支援課、保育課、学校運営課、3課でご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事業の目的は、収納データ等作成業務などにおいて、みずほ銀行の基幹システムの更改に伴い開始されるLGWANデータ伝送に対応し、安全性の向上を図るということです。対象者は、まず高齢者支援課分としまして養護老人ホーム、または特別養護老人ホームの入所者のうち、老人福祉施設費の本人または扶養義務者負担分の徴収金の納付義務者、2番目に、保育課分としまして、新宿区保育園保育料、新宿区子ども園保育料の納付義務者、3番目としまして、こちらは学校運営課になりますけれども、区立幼稚園の入園料、保育料、預かり保育料の納付義務者が対象になります。

事業の概要でございます。現在、みずほ銀行とのやりとりを媒体方式、MOまたはDVDで行っているところでございますけれども、LGWANデータの伝送方式に変えまして、安全性を確保していきたいというものでございます。(1)安全性の向上でございますが、現在、媒体MO、DVDの場合ですとみずほ銀行がトラック等で運んでいますが、LGWAN回線を用いることによりまして、媒体を外に持ち出すことが必要なくなりますので、紛失、盗難、強盗の事故等による情報漏洩のリスクがなくなるということと、委託料の軽減ということで媒体方式

からLGWAN方式に変えることにより、記載のとおりですけれども、料金が安くなるということがございます。

3ページ目でございます。対象件数につきましては記載のとおりでございます。老人福祉施設費等の手書き収納が、2,399件、保育園保育料のOCR収納が5,628件、口座振替が4万4,608件と、子ども園保育料のOCR収納が2,553件、口座振替が1万4,667、幼稚園入園料・保育料・預かり保育料のOCR収納が789件、口座振替が7,338件というものでございます。資料の18-1をご覧ください。今現在、MOまた媒体方式で行っておりますが、これをLGWANデータ方式に変えまして、それぞれ下のほうに高齢者支援課、保育課、学校運営課とございますけれども、LGWANの回線を使いまして、それぞれ口座振替データですとか収納データのやりとりのやり方に変えるというものでございます。こちらにつきましては、先行して平成29年10月に特別区民税、都民税、軽自動車税、介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料については、変更を行っているところです。

続きまして、資料の差替え版の4ページ目でございます。こちらにつきましては、件名としまして「収納データ等作成業務におけるLGWANデータ伝送方式の導入に係る外部結合について」ということで、担当課は先程お話しした3課でございます。登録業務の名称は、高齢者支援課分としまして、老人福祉施設費の本人または扶養義務者負担分徴収金の口座振替処理業務、2番目の保育課としまして、①新宿区保育園保育料と②子ども園保育料の収納データ等作成業務、③保育園保育料と④子ども園保育料の口座振替処理業務でございます。学校運営課分としましては、①幼稚園の入園料・保育料・預かり保育料の収納データ等作成業務と、②同じく幼稚園の入園料等の口座振替業務でございます。

資料18-4は、LGWAN回線のより伝送される個人情報をそれぞれ記載したものでございます。住民税等の了解をいただいたときのものと、基本的に変わっているものはございません。それぞれの課ごとに、例えば番号の名称が違うというのことはありますが、基本的には管理番号のようなものを使っております、税務等々と変更はないというものでございます。

先程の差替え版に戻っていただきまして、結合する理由でございますけれども、収納データ作成業務のデータ授受を媒体からLGWANに変更することにより、安全性の向上が見込まれるものでございます。LGWAN-ASP登録サービスを利用いたします。参考18-1にも記載がありますように、登録されたサービスは、地方公共団体システム機構による審査及び登録を受けておりまして、非常に高いセキュリティレベルと品質が確保されております。新規の

機器導入及び管理の必要がなく、区が独自にシステム構築を行うよりも、運用面、構築期間においてすぐれているということがございますので、このサービスを提供できる事業者のうち、新宿区の指定金融機関であるみずほ銀行が指定した上記相手方、相手方はみずほ情報総研株式会社と結合するものでございます。結合の形態はL G W A N形式ということで、開始時期は今年度の10月1日からと考えてございます。情報保護対策でございますけれども、個人情報保護条例を遵守は当然のこととし、記載のとおり運用上の対策を講じてまいります。

続きまして、5ページ目、収納データ等作成業務などに係る委託でございます。登録業務の名称につきましては、先程と同じですので省略をさせていただきます。委託先ですけれども、株式会社みずほ銀行とみずほ情報総研株式会社等との間で三者契約を締結するというものでございます。資料18-5にございますけれども、こちらの三者で契約をするというような内容になってございます。

委託の理由としましては、先程と重なる部分は省略をさせていただきますけれども、各種データ等作成業務及び口座振替業務については、みずほ銀行に委託し、データ授受業務についてはみずほ銀行の指定したみずほ情報総研に委託するものでございます。こちらにつきましては再委託ではなく三者契約を取り交わすというものでございます。委託の内容につきましては記載のとおりでございます。開始時期、期限も記載のとおりでございます。

委託に当たり、区が行う情報保護対策につきましては、システム上の対策としましてウィルスチェック、アクセス権限の確認、パスワードの定期的変更など、記載のとおりでございます。受託事業者に行わせる情報保護対策につきましても、まず、みずほ銀行及びみずほ情報総研の情報保護対策としましては、施錠できる保管庫へ保管ですとか、契約終了後の資料の返還、適正な消去、取扱責任者の指定、従事者に対する教育を徹底させるということと、地方公共団体情報システムが定める総合行政ネットワークA S Pガイドライン、総合行政ネットワークA S P基本要綱を遵守させるというものでございます。

みずほ情報総研株式会社に対する情報保護対策でございますけれども、収納データの電子ファイルのダウンロード、アップデートにつきましては、L G W A N回線による専用回線を使いまして、ファイアウォールに通信制御を行うというものでございます。不正アクセス対策、コンピュータウィルス対策、アクセスログ監視により、セキュリティ管理を実施させるというものです。システム操作設定により、サーバ環境の変更設定情報の閲覧・変更を制御させます。有人による常時監視に加え、不正利用等システム動作記録の解析を行わせるというものでございます。

雑駁ですが説明は以上でございます。

【会 長】このみずほ銀行とみずほ情報総研との仕事が分かりにくいのですけれども、資料18-5でもいいのですが、簡単に口頭で説明してくれませんか。

【高齢者支援課長】資料18-5と、資料18の5ページと両方を見ていただければと思います。まず、縦長の資料のほうの5ページのところの委託の内容でございますけれども、みずほ銀行が取り扱う業務としましては、収納データ等の作成業務、いわゆる収納データと納付済み通知書のイメージの作成です。

【会 長】収納ということはお金を払ったということですか、何の収納ですか。

【高齢者支援課長】各種料金は、銀行とか郵便局で払ってもらいます。そのデータが入ったものの取りまとめをみずほ銀行が今やっています。そこでOCRの機械で読み取ったデータを今、MOですとかDVDの媒体に落として、それを新宿区に届けてもらっているということをやっております。その届けてもらうのをLGWANにするというものです。口座振替につきましても、口座振替の誰々さんの料金を引き落としてくださいねという情報をみずほ銀行に渡すのですけれども、それをLGWAN回線でみずほ銀行にお願いをします。LGWAN回線を使いますので、これで、みずほ情報総研のほうにデータを送るような形になります。そこで、みずほ銀行のほうで各銀行に依頼をして引き落としをして、集約したものがみずほ銀行に戻ってきます。その結果データについては、みずほ銀行からみずほ総研のほうにデータを渡して、そこからLGWAN回線を使って新宿区のほうに送ってくるという形になります。

資料18-5の甲、乙、丙の丙のみずほ情報総研株式会社というところの2段落目、「なお」以降なのですけれども、「なお、みずほ情報総研はLGWAN接続に必要なデータセンターを所有していないため、富士通エフ・アイ・ピー株式会社と使用契約を結び、富士通エフ・アイ・ピー横浜データセンターを自社のものとして使用する。」ということになってございますので、みずほ情報総研のほうで、LGWANのデータ転送の連携を行うというイメージでございます。

【会 長】もう一度聞きますけれども、みずほ銀行はお金を受け取るだけですか。みずほ銀行本体は、LGWAN回線には繋がらないのですか、

【高齢者支援課長】みずほ銀行本体はLGWANとは繋がりません。

【会 長】全てLGWAN回線に接続するのはみずほ情報総研がやるのだということですね。

【高齢者支援課長】そうです。

【会 長】今のデータは、ここにいろいろ書いてあるお金が入金されたか、どうかが分かる情報がやりとりされているという、そういうことですね。

【高齢者支援課長】そうです。

【会 長】入金はみずほ銀行以外では入金はないのですか。

【高齢者支援課長】新宿区の指定金融機関がみずほ銀行になってございますので、それぞれほかの銀行は多数ありますが、そこでお支払いしていただいたものを、みずほ銀行で取りまとめをします。要するにデータもお金も取りまとめをしまして、指定金融機関であるみずほ銀行が新宿区役所のほうにお金を納めるということを行っているという状況でございます。

【会 長】分かりました。どうぞ、アドバイザーの意見を。

【区政情報課長】アドバイザー意見一覧の2行目になりますけれども、先程担当課長からもございましたが、29年度に区民税ですとか介護保険料の関係で、この仕組みについては本審議会を経て、既に導入しております。その段階で、セキュリティ対策も併せて、確認をしていただきましたところ、十分な対策をとられているとの意見が付されております。

それを受けての担当課の対応としては、繰り返しになりますがウィルス対策やログの記録、管理等の情報保護対策を引き続き徹底するという回答をいただいております。

以上です。

【会 長】それでは、質問かご意見ございましたらどうぞ。この件はほかのことでも使っているのですね。事務局。

【区政情報課長】平成29年度に税務課、介護保険課、医療保険年金課、高齢医療担当課において、この仕組みの導入についてお諮りし、今回は第二弾となります。実は来年度も、まだ確定ではないのですけれども、予定しているところがございまして、庁内で検討をしているところが複数ございます。また、年度の後半になろうかと思いますが、同じ案件でお諮りをする予定でございます。

【会 長】分かりました。それでは、本件は外部結合をする点について諮問事項で、業務委託については報告事項なのですけれども、何か特別のご意見がなければ諮問事項については承認、報告事項については了承ということで、よろしゅうございますか。

では、本件は諮問事項については承認、報告事項については了承ということで終了いたします。ご苦労さまでした。

次は、資料19「東京2020大会250日前記念イベント事業の委託について」であります。それでは説明をされる方は、資料の確認をした上で、ご説明ください。

【東京オリンピック・パラリンピック開催等担当課長】東京オリンピック・パラリンピック開催等担当課長でございます。よろしくお願いたします。

まず、資料でございます。資料19でございます。ホチキスどめの資料がございます。それから資料19-1という横組みの資料があるかと思えます。よろしいでしょうか。

まずホチキスどめの資料のほうからご説明をさせていただきます。資料19でございます。1枚おめくりいただきまして、2ページ目でございます。事業の概要でございます。東京2020大会の250日前記念イベント事業ということでございまして、いよいよ1年後になりました東京オリンピック・パラリンピックに向けた機運醸成のイベントでございます。実は、この事業の内容につきましては、昨年も777日前記念イベントということで、昨年6月に実施をさせていただきましたイベントと、こちらの事業内容や、個人情報の流れについては、ほぼ同じようなものになってございます。内容について、簡単に説明をさせていただきたいと思えます。

まず、事業の概要でございますけれども、①から④スポーツ教室、⑤食育教室と記載がございます。2020大会に向けました機運醸成を目的に、スポーツの体験イベントなどをこの中で実施してまいります。その教室の参加者募集に当たりまして、個人情報を収集ものでございます。こちらのスポーツ教室の内容でございますが、具体的な協議種目、募集人数につきましては、今後、プロポーザルで業者を選定をさせていただき、その提案の中でこういった種目がこういった規模で出てくるかというところにもよります。こちらの資料の中ではスポーツ教室①から④、それから食育教室という事項のみの記載をさせていただいているところでございます。

2番、業務委託の内容でございます。こちらにつきましては、資料19-1の図をご覧くださいいただければと思えます。事前申込みの流れでございます。申込み方法といたしましては、パソコン、スマートフォン、それから下段にございますはがき、ファクスということで想定してございます。いずれも申込みがございましたら、こちらは委託業者のほうで処理をするということになります。委託業者の中のサーバでその情報管理をしていくことになります。申込みが多数になった場合は抽選ということになります。その結果、当選・落選の別を申込者に連絡することになります。図の右のほうでございますけれども、当選者につきましては、一律郵送でご連絡を差し上げるということになります。落選者については、2つに分かれますが、パソコン、スマートフォンで申込みをされた方についてはメールでの連絡、はがき、ファクスで申込みをされた方については郵送での連絡という流れになってございます。この流れにつきましては、記載の黄色い吹き出しの中にありますような個人情報の保護の対策を行うものでございます。

ホチキスどめの資料19にお戻りをいただきまして、3ページ目、4ページ目につきましては、業務委託について記載をしているところでございます。委託先につきましてはプロポーザル方式により選定をしております。委託に当たっての情報保護対策といたしましては、3ページの下段、それから4ページ目に、受託事業者に行わせる対策については、こちらの記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

【会長】では、事務局のほうからセキュリティアドバイザーのご意見をお願いします。

【区政情報課長】セキュリティアドバイザー意見一覧の3番目、3行目になりますけれども、必要となる一定の対策はとられているものの、さらに以下の内容について助言をするということで、落選者への結果通知がメールで行われる場合に、個人情報の漏洩を防止するため、以下の内容を委託先と確認することということです。メール本文及び添付ファイルにはそれぞれどのような情報を記載する予定しているのか、それから暗号化した添付ファイルのパスワードはどのように通知するのかを確認する必要があるところですか。

それについては、担当課の対応となりますが、添付ファイルの送付はせずメール本文にも個人情報は含まない運用とするという回答をいただいております。

【会長】ご質問かご意見がありましたらどうぞ。木もと委員。

【木もと委員】今のアドバイザーのこの助言を受けての対応のところ、添付ファイルもしないで、メール本文にも個人情報は含まないということは、いわゆる落選の結果だけがメール本文で送られるというようなことなのでしょうか。

【会長】ご説明ください。

【東京オリンピック・パラリンピック開催等担当課長】ご指摘のとおりでございます。個人情報なしで、単純に落選したという旨だけをご連絡するものになります。

【木もと委員】分かりました。

【会長】よろしいですか。ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。伊藤陽平委員。

【伊藤（陽）委員】メールで当落を通知するという話だったと思うのですが、これはかなりの人数に対してメールを送ることになると思うので、個人情報の流出というよりは誤送信みたいな話が出てくるかなと思ったのですが、この辺の対応というのはシステムで自動的に当選、落選を分けて送るような仕組みになっているのでしょうか。

【会長】ご説明ください。

【東京オリンピック・パラリンピック開催等担当課長】こちらのシステムでございますけれども

も、実際の受託業者がまだ決まっておりませんので、システムの具体的な内容について、申し上げられるところはありませんが、当然、指摘のとおり、かなり多くの申込者の方に一斉にメールを送るということになりますので、誤送信を防止するシステムについては、必ず何らかの対処を、担当課としても業者に、しっかり指導をしていきたいと考えております。

【会 長】伊藤陽平委員。

【伊藤（陽）委員】もし可能であれば、メールアドレスを最初の申込みサイトから登録してもらおうと思うので、自動でこの当落を送れるようなシステムを持っているところが望ましいと思います。それこそ、1,000件中、7割、8割は、ネットで来るかもしれないと思うと、かなりの数になってしまって、1人ひとりに、あなたは当選です、落選ですみたいメール文をコピーして張っていたら、必ずミスが起きると思います。そこはそういったシステムをお持ちのところがあれば、積極的にそこをお願いできればと思います。

以上です。

【会 長】では、その点について、気をつけていただくように。ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。ないようでしたら、これも報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。

では、本件は了承ということで終了いたします。ご苦労さまでした。

次に、資料20「絵画コンクールの絵を使用したカレンダー作成業務及び配電地上機器装飾業務の委託について」であります。それでは資料を確認の上、ご説明ください。

【東京オリンピック・パラリンピック開催等担当課長】それでは、引き続きまして絵画コンクールの絵を使用したカレンダーの作成業務及び配電地上機器の装飾業務の委託について、ご説明をさせていただきます。資料でございますけれども、資料20、ホチキスどめの資料がございます。それから、横組みの資料20-1、それから資料20-2がございます。よろしいでしょうか。

では、ご説明に入らせていただきます。まず、資料20、ホチキスどめの資料の1ページをおめくりいただきまして2ページ目をご覧いただければと思います。こちらも来年の東京オリンピック・パラリンピックに向けました機運醸成事業でございます。区内の小中学校、特別支援学校の子どもたちを対象とした絵画コンクールを行ってまいります。その絵画の応募作品を活用した事業といたしまして、2点まずご説明をさせていただきたいと思います。

まず1点目がカレンダーの作成業務でございます。こちらでございますけれども、応募作品の中から優秀作品を選出いたしまして、そちらを活用した日めくりカレンダーとなります。来

年2020年の1月1日からパラリンピックが終わります9月6日までがちょうど250日ありますが、その250日を1枚1枚めくってカウントダウンをしていくというようなしつらいの日めぐりでございます。そこに1ページ1ページ子どもたちの絵を掲載していくというものでございます。こちらが1つでございます。

2つ目が、配電地上機器の装飾ということで、こちらは区内で電線を地中化した道路に、東京電力の配電地上機器という四角いボックスが設置されている歩道があるかと思いますが、そちらの機器の表面に、子どもたちの応募作品を掲出していこうという事業が2つ目の事業でございます。

まず、資料の20-1でございます。こちらが1つ目のカレンダーの作成業務に係る個人情報の流れでございます。区立学校へ通学する児童・生徒の作品については、通学する学校に提出していただくということになります。左下にあります区内在住の児童・生徒というところについては、私立の学校に通う子どもたちを想定してございます。こちらの私立に通う子どもたちにつきましては、直接新宿区のほうに作品を提出するということになってございます。回収した絵につきましては、右のほうに移りまして②でございますけれども、応募作品の受渡し、受託事業者、もしくは再委託事業者に引渡しをいたします。

それを今後活用ができるように、スキャニングをしてデータ化をするという業務がございます。スキャニングしたデータの新宿区への提出が、④の部分でございます。その後、新宿区のほうで優秀作品の選定を行い、実際にカレンダーに掲載する絵を選定し、受託事業者もしくは再委託事業者連絡をいたします。これが⑦の部分でございます。これを受けて事業者のほうで日めぐりカレンダーを作成します。完成品の納品につきましては、これは2つに分かれておりまして、区立の学校の児童・生徒につきましては、直接学校に納品いたします。こちらが左上の⑨の矢印になってございます。私立の学校の児童・生徒につきましては、一度新宿区に納品し、新宿区から配布をするという流れになってございます。こちらが左下にあります赤い矢印⑩の部分でございます。それぞれの段階作業につきまして、黄色い吹き出しにございますような対策を施していく予定でございます。

それから、2つ目の事業の配電地上機器の装飾業務に係る個人情報の流れが、資料20-2でございます。先程作成をいたしました子どもたちの絵のスキャンのデータ、こちらを新宿区から受託事業者、もしくは再委託事業者へ受け渡しをいたします。再委託事業者もしくは受託事業者のほうで、それをこの配電地上機器に張れるシールを作成いたしまして、張りつけの施工をいたします。データにつきましては、作業後に新宿区に返却をするという流れにな

っており、こちら黄色の吹き出しに記載の対策を実施していくものでございます。

それでは、ホチキスどめの資料20に戻っていただきまして、3ページ目以降に、委託業務の内容について記載してございます。3、4ページは、1つ目にご説明をいたしました日めくりカレンダーの作成業務の委託にかかわる内容でございます。委託先につきましてはプロポーザルでこれから選定をするものでございます。それから、5、6ページには、日めくりカレンダーの再委託についての内容になってございます。再委託先につきましては、委託先のプロポーザルの結果に伴って決定をしていくというものでございます。

7、8ページに2つ目の業務、配電地上機器の装飾業務の委託について記載してございます。こちら委託先は、この配電地上機器の管理をいたします東京電力のグループ会社であります、東電タウンプランニング株式会社への委託を予定してございます。9ページ、10ページ、こちらの事業の再委託について記載してございます。今回、こちらの配電地上機器の装飾につきましては、300基以上の機器に設置していくということで、かなり膨大な作業量となります。再委託ということも念頭に入れて進めているところでございますが、いずれもこちらに記載の区の情報保護対策、それから受託事業者に行わせる情報保護対策を行ってまいりたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

【会長】日めくりカレンダーの作業委託と、再委託との関係はどういうことなのか。なぜ再委託なのか、どの部分を再委託するのか分かるように説明してください。

【東京オリンピック・パラリンピック開催等担当課長】こちらの日めくりカレンダーの作成業務でございますけれども、実際の受託事業者をこれからプロポーザルで選定をしていくということになりますので、その選定された事業者によっては、再委託なしで、1社で全て行うといったこともあり得るかと思えます。事業者によっては、絵のスキャニングをする機械は特殊な機械であるものですから、場合によってはそういった業務の部分を再委託するということが想定されます。その部分を再委託の事業ということで、図のほうに示しているのものでございます。

【会長】「未定」と書いてありますが、あらかじめもう想定されて委託と再委託が、再委託が必要だという想定のもとにこれをやるのですか。委託先は未定と書いてあるけれども、本当は想定されているのではないのですか。

【東京オリンピック・パラリンピック開催等担当課長】それもプロポーザルでどの業者が選ばれるかというところにもよりますが、再委託が行われる可能性が高いと考えております。それ

を想定して、このような形の記載にさせていただいているところでございます。

【会 長】何かご質問かご意見がありましたらどうぞ。津吹委員、どうぞ。

【津吹委員】通常でも学校のそういった絵画コンクールなどについては、ほぼ、レガスが受託されています。レガスがやっているというのが通常業務のような気がします。今般も多分レガスだと思っはいるのですけれども、それであれば再委託だとか、この逆に言うと個人情報保護のこの審議にしなくてもいいのかなと。通常業務の流れの中の一部というふうに考えれば必要がない項目なのかなという気がしたものですから、想定も含めてお答えいただければと思うのですけれども。

【会 長】説明できる範囲で説明してください。

【東京オリンピック・パラリンピック開催等担当課長】今回のこちらの受託事業者の部分でございますが、実際に絵画コンクールだけではなく、それを活用したカレンダーの作成というものがございます。こちら日めくりカレンダーでは、250ページある日めくりカレンダーです。日めくりカレンダーというと1枚1枚剥がして、1日1日進んでいくものですが、そこはやはり子どもたちの絵が掲載されているということで、破って捨てるということにならないようなものにと所管課では考えております。

しつらえとしては、めくって後ろに送っていくような形のものを想定しております。そうすると常に250枚の紙が、机上に置けるような形のものとなります。こういったものを作成できるノウハウがある、例えば印刷関係の業者などを受託事業者としては想定をしているところでございます。

【会 長】よろしゅうございますか。

【津吹委員】はい。

【会 長】木もと委員。

【木もと委員】少し事業の説明をいただきたい。カレンダーにおいては再委託の前に応募の作品の選考を行うことになっているのですけれども、これはこのカレンダーの作品には選考で選ばれたものだけが載る、あるいは全ての作品が載るような状況なのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【東京オリンピック・パラリンピック開催等担当課長】こちら応募作品の数によるところが大きいと思っているのですが、私ども所管課といたしましては、せつかく子どもたちを書いていただいた絵ですので、できるだけ活用していきたいと思っしております。カレンダーにつきましては、やはり1ページに1枚ずつということになりますので、おおむね250枚程度という

のが上限かなと考えておりますけれども、配電地上機器につきましては、割と大きい盤面ですので、もし応募作品が多い場合は、カレンダーに載せる作品と地上機器のほうに載せる作品を分けることや、もしくは配電地上機器のほうに、1基に複数の作品を掲出するなどの形で、できるだけ多くの作品を掲出するように工夫をしていきたいと考えております。

【木もと委員】今回、この事業については校長会等々にも説明があつて、特にもう夏休みに入りましたので、この期間に宿題として子どもたちも結構やるような状況になっていると思います。区立学校以外の児童・生徒も含まれる中で、中には学校等で個人情報の名前等を公表できない児童・生徒さんもいらっしゃるということが想定されます。このような形で扱われるカレンダーになる、配電機器に掲示をされるということは、しっかり示された上で募集はかけられているのか、そのあたりの状況はどのようになっているのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【東京オリンピック・パラリンピック開催等担当課長】募集につきましては、募集のチラシを学校を通じて子どもたちに配布をさせていただいております。基本的にはカレンダーにつきましては、こちらの資料20-1に書いてありますとおり、完成品につきましては作品と所属学校、学年、氏名、作品名、それからその作品に込めた思いなどのコメントの部分を掲載することを考えております。

それから、配電地上機器のほう、資料20-2でございますが、こちらにつきましてはお名前は掲載をいたしません。作品と作品名のみ掲出ということで、子どもたちのほうに配布させていただいたチラシのほうには、ご説明をさせていただいております。

【会 長】どうぞ、木もと委員。

【木もと委員】今回、これは再委託等にかかわるところの個人情報ではありますが、全体的にしっかり個人情報のところを配慮した上で、ただ子どもたちにとっては有意義な取組みですので、そこもしっかり配慮しながら、しっかり行っていただければと思います。以上です。

【会 長】三雲委員、どうぞ。

【三雲委員】今回このカレンダー作成業務に関しては再委託もあり得るところなのですけれども、未定だというお話ではあるのですが、丸投げのような形での再委託なのか、あるいは先程おっしゃったスキヤニングの部分が専門の業者でないと難しいから、その部分が委託される、再委託されるのか。場合によって非常にデータの動かし方で個人情報の動き方が違ってくると思うのですね。今、資料20-1を見ると、基本的に新宿区と再委託業者との間で情報がやりとりされる。丸投げなのかなという感じはしてはいるのですけれども、そうではない

場合には、例えばスキヤニングのところとカレンダー作成は別々の事業者さんが行うような場合には、当然そのデータの動かし方が変わってくるはずだし、それによって恐らくその情報保護対策も変わってくるはずなのですが、この部分はどのように考えていますか。

【会 長】 ご説明ください。

【東京オリンピック・パラリンピック開催等担当課長】 ご指摘のとおりでございまして、こちらのホチキスどめの資料20の3ページ目の中ほどの委託の内容を挙げております。それから、5、6ページ目に再委託の内容がございまして、この再委託の内容の部分につきましては、委託の内容と重複していますが、実際にプロポーザルで選定された業者の中で、どこまでの業務を受託業者がやり、再委託業者がやるのかという区分が、選定された事業者によって、決まってくると考えております。こちらの図の中では、一応その全てが再委託事業者の想定図になってございますけれども、この矢印がどこに行くかというのがそれによって変わってくるといことで、そこが分かりづらくて申し訳ございません。

いずれにいたしましても、どの業務を受託事業者が担い、どこからの業務が再委託の事業者が行うかということは、事業者が選定された時点でしっかり明確に区分をさせていただきます。必要以上の情報が必要のないところにはいかにしないようにということは、しっかりこちらで留意して実施をしていきたいと考えております。

受託事業者につきましては、こちらの3ページ目の1番目の全体統括ですとか、スケジュール管理という全体統括の業務がございまして、個人情報管理も含めて、まず、こちらの受託事業者としっかり綿密に打ち合わせをした上で、事業を実施してまいりたいと考えております。

【三雲委員】 具体的なお話を伺ってほしいと思うのですが、新宿区と受託事業者、もしくは再委託事業者との情報のやりとりで、まず最初②で応募作品の引渡し、これは再委託であれば再委託事業者に渡されて、これを③でスキヤニングをして、④でスキャンデータと作品コピーの受け渡しが区に対してなされる。その後、カレンダーの作成があるわけなのですが、これがそのスキヤニング業者とは別の業者だった場合には、当然そのカレンダーを作成する事業者には、その時点ではスキャンデータはないわけですね。このスキャンデータは誰から誰に対して渡されるのが随分変わってくると思うのです。1つは再委託事業者から受託事業者に戻って、そこからまた別のカレンダーを作成する再委託事業者に戻るのか、あるいは区から再委託事業者に戻るのかとか、全然ルートが変わってくると思うのですが、そのあたりの想定はされているのですか。

【会 長】 ご説明ください。

【東京オリンピック・パラリンピック開催等担当課長】 こちらも、例えば受託事業者がカレンダーを作成するというケースがあれば、スキャンデータにつきましては受託事業者での管理ということもあり得るかと思います。カレンダーの作成が、こちらも再委託事業者で行うということであれば、これは受託事業者でそのデータを持つ意味というのはないわけですから、区とのやりとりになるかと考えております。

【会 長】 よろしいですか。

【三雲委員】 はい。

【会 長】 ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。ないようでしたら本件は委託事業が2件、再委託事業が2件なのですけれども、いずれにしろ報告事項なのでご意見がなければ了承ということにしますが、よろしゅうございますか。

では、本件は了承ということで全て終了いたします。

何か本審議会についてご意見とか、ご質問か何かございましたら、何なりと要望を申し出ていただければよろしいと思います。何かご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、これをもちまして本日の諮問事項と報告事項を終わりにしようと思えますけれども、その前に事務局から何か連絡事項がありましたら、どうぞ。

【区政情報課長】 日程のご連絡でございます。次回の審議会でございますが、9月9日の月曜日午後2時から予定してございます。場所は、5階の大会議室を会場に予定してございます。また近くなりましたらご案内させていただきます。

【会 長】 では、以上をもちまして第3回の審議会を閉会といたします。長時間ご協力いただきありがとうございました。

午後3時29分閉会